

2

民 法

平成 27 年度

問題 46

AとBは婚姻し、3年後にBが懐胎したが、その頃から両者は不仲となり別居状態となり、その後にCが出生した。Bは、AにCの出生を知らせるとともに、Aとの婚姻関係を解消したいこと、Cの親権者にはBがなること、およびAはCの養育費としてBに対し毎月20万円を支払うことを求め、Aもこれを了承して協議離婚が成立した。ところが離婚後、Aは、Bが別居を始める前から他の男性と交際していたことを知り、Cが自分の子であることに疑いを持った。

このような事情において、Cが自分の子でないことを確認するため、Aは誰を相手として、いつまでに、どのような手続をとるべきか。民法の規定および判例に照らし、とるべき法的手段の内容を40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

B又はCを相手として、Cの出生を知った時から3年以内に、嫡出否認の訴えを提起すべきである。(45字)

※総合講義民法・369頁

一般財団法人 行政書士試験研究センター公開の解答例

BまたはCを相手として、Cの出生を知ったときから3年以内に、嫡出否認の訴えを提起する。(43字)

※試験研究センターの解答例については、「1年以内に」を「3年以内に」に変更しています。

配点の目安

採点項目	配点	得点
① B又はCを相手とすること	8	
② Cの出生を知った時から3年以内にすること	6	
③ 嫡出否認の訴えを提起すること	6	
合計点	20	

類型

☐ ① 要件型☒ ② 効果型☐ ③ その他

STEP 1 問題文の検討

「AとBは婚姻し、3年後にBが懐胎したが、その頃から両者は不仲となり別居状態となり、その後にCが出生した。Bは、AにCの出生を知らせるとともに、Aとの婚姻関係を解消したいこと、Cの親権者にはBがなること、およびAはCの養育費としてBに対し毎月20万円を支払うことを求め、Aもこれを了承して協議離婚が成立した。ところが離婚後、Aは、Bが別居を始める前から他の男性と交際していたことを知り、Cが自分の子であることに疑いを持った。」というものである。

このような場合において、「Cが自分の子でないことを確認するため、Aは誰を相手として、いつまでに、どのような手続をとるべきか。」が問われている。

したがって、解答では、①Aが相手とすべき者、②手続をいつまでにとるべきか、③とるべき手続の内容の3点を書けばよい。

STEP 2 知識の抽出

☐ 1 嫡出の推定及びその否認

「AとBは婚姻し、3年後にBが懐胎した……。」とある。民法772条1項によれば、Bが懐胎した子Cは夫Aの子であると推定される。

このような場合、民法774条1項によれば、夫であったAは、子Cが嫡出であることを否認することができる。

☐ 2 嫡出否認の訴え

民法774条1項による否認権は、子又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによって行う（嫡出否認の訴え／民法775条1項1号）。また、嫡出否認の訴えは、父が子の出生を知った時から3年以内に提起しなければならない（民法777条1号）。

STEP 3 解答の作成

☐ 1 本問の解答で書くべきことの整理

(1) ①Aが相手とすべき者

B又はC。

(2) ②手続をいつまでにとるべきか

AがCの出生を知った時から3年以内。

(3) ③とるべき手続の内容

嫡出否認の訴え。

☐ 2 解答の下書き

Aは、B又はCを相手として、Cの出生を知った時から3年以内に、嫡出否認の訴えを提起すべきである。(48字)

☐ 3 字数の調整

(1) 重複した記述・余事記載を削除する

今回は特になし。

(2) 文意を変えずに字数を減らす

今回は特になし。

(3) 問題文と重複している記述を削除する

■「Aは、」を削除する。

Aは、B又はCを相手として、Cの出生を知った時から3年以内に、嫡出否認の訴えを提起すべきである。(45字)